

## 基準日設定につき通知公告

当社は、令和元年7月12日を基準日と定め、同日午前10時現在の株主名簿上の株主をもって、令和元年7月30日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和元年6月27日

大阪府枚方市長尾谷町一丁目67番1号

大賀株式会社

代表取締役 大賀 俊介